

お子さまの転校手続きについて

お引越に伴う転校の手続きは、おおむね次のとおりです。

北栄町教育委員会教育総務課
学校教育室(☎0858-37-5870)

転出(北栄町→町外)するとき

転入(町外→北栄町)するとき

お引越しが
決まったら



お引越しが
決まったら



現在通っている学校と教育委員会 ・ お引越し先の学校と教育委員会

お引越しが決まったら、すみやかに学校と教育委員会へご連絡ください。

【教育委員会等が確認することの一例】

- ・お子さまの氏名・学年・生年月日、保護者の氏名
- ・お引越し先の住所、お引越し先の学校名
- ・お引越しの予定の日、新しい学校に通い始める予定の日等



現在通っている学校

- ・教材費、就学援助費などの精算
- ・「①在学証明書」「②転学児童生徒教科用図書
給与証明書」を発行してもらう。



北栄町役場(大栄庁舎・北条支所)

- ・住民票の転出手続きをしてください。
(給食費は、転出の確認後、精算します)



※教育委員会での手続きは、特にありません。

お引越し後

転出先の市役所・町村役場、 教育委員会

- ・住民票・学籍の転入手続きをしてください。



転出先の学校

- ・北栄町立学校で発行された「①在学証明書」「②
転学児童生徒教科用図書給与証明書」を提出して
ください。

転入元の市役所・町村役場、 教育委員会、学校等

- ・転入元の教育委員会等の指示に従い、住民票・
学籍の転出手続きをしてください。

※必ずご用意ください。

- ①在学証明書
- ②転学児童生徒教科用図書給与証明書



お引越し後

北栄町役場(大栄庁舎・北条支所)

- ・住民票・学籍の転入手続きをしてください。



転入先の学校

- ・転入元の学校で発行された「①在学証明書」「②
転学児童生徒教科用図書給与証明書」を提出して
ください。